

## ② 外来化学療法に係る栄養管理の充実

### 第1 基本的な考え方

外来化学療法を実施するがん患者の治療において、専門的な知識を有する管理栄養士が、当該患者の状態に応じた質の高い栄養食事指導を実施した場合について、新たな評価を行う。

### 第2 具体的な内容

外来栄養食事指導料において、外来化学療法を実施しているがん患者に対して、専門的な知識を有する管理栄養士が指導を行った場合の評価を新設する。

改 定 案	現 行
<p>【外来栄養食事指導料】 [算定要件] <u>注3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、外来化学療法を実施している悪性腫瘍の患者に対して、医師の指示に基づき当該保険医療機関の専門的な知識を有する管理栄養士が具体的な献立等によって指導を行った場合に限り、月1回に限り260点を算定する。</u></p> <p>[施設基準] <u>(6)の2 外来栄養食事指導料の注3に規定する基準</u> <u>悪性腫瘍の患者の栄養管理に係る専門の研修を修了し、当該患者の栄養管理を行うにつき十分な経験を有する専任の常勤の管理栄養士が配置されていること。</u></p>	<p>【外来栄養食事指導料】 [算定要件] (新設)</p> <p>[施設基準] (新設)</p>